

障害者 福祉情報

140号 2015年8月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

[http://www.cloverplaza.or.jp/
shakyou/sho/sho_index.htm](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)

「福岡県障害者長期計画」及び「福岡県障害者福祉計画(第3期)」を策定

福岡県では、福岡県障害者長期計画(計画期間：H16～H26)及び福岡県障害者福祉計画(計画期間：H24～H26)の終了に伴い、県内の障害者の状況や障害者基本法、障害者総合支援法に基づき2つの計画を新たに策定しました。

この計画の主なポイントを紹介します。

障害者長期計画(H27～H32)の主なポイント

障害者長期計画とは、障害者基本法に基づく法定計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画のことです。

〔主なポイント〕

- ・近年頻発する自然災害や障害者を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、分野別施策に「安全・安心(防災、防犯、消費者保護)」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」の3分野を新設。
- ・まごころ製品(障害者がつくる製品やサービス)の販売促進により障害者の収入向上を支援。

障害者福祉計画(第3期：H27～H29)の主なポイント

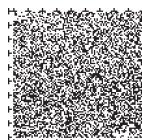
障害者福祉計画とは、障害者総合支援法に基づく法定計画であり、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画のことです。

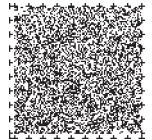
〔主なポイント〕

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者に加え、「難病患者等」を計画対象の障害者の範囲とした。
- ・「福祉施設入所者の地域生活への移行」などの諸課題に対し、平成29年度までの数値目標を設定し、公営住宅活用やグループホーム創設による住まいの場の確保等の対応策を実施。

もくじ／通巻140号

- ・ 福岡県障害者長期計画等の策定 ほか 1～3
- ・ レスパイトケア情報ハンドブックの紹介 ほか 4～5
- ・ ふくおかまごころ駐車場の適正利用 ほか 6～7
- ・ ほんだな 8





福岡県障害者長期計画・ 福岡県障害者福祉計画の 趣旨及びポイント

福岡県は、本年3月に「福岡県障害者長期計画」及び「福岡県障害者福祉計画（第3期）」を策定しました。

本県では、国際障害者年（昭和56年）を契機として、昭和57年に「福岡県障害者福祉長期行動計画」を策定し、平成7年3月には「福岡県障害者福祉長期計画」（以下「平成7年度長期計画」といいます。）を策定、平成16年3月には「新福岡県障害者福祉長期計画」（以下「平成16年度長期計画」といいます。）を策定し、ノーマライゼーションの理念のもと障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成11年2月に平成7年度長期計画の重点施策実施計画として、「ふくおか障害者プラン」を策定し、平成16年3月には平成16年度長期計画の重点施策実施計画

として「ふくおか障害者プラン（前期）」を策定しました。平成18年には障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に基づく「福岡県障害者福祉計画（第1期）」を策定し、平成21年には「ふくおか障害者プラン」と「福岡県障害者福祉計画」を一体化した「福岡県障害者福祉計画」を策定しました。近年においては、平成24年5月に、「福岡県障害者福祉計画（第2期）」を策定し、その中で必要な障害福祉サービスや相談支援などの必要見込量を算定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んできました。

今回策定された両計画は、障害者の自己決定の尊重や意思決定の支援、障害を理由とする差別の解消、障害特性等に配慮した支援など、7つの基本的視点を掲げた長期計画及び、障害福祉サービス等の見込量や提供体制の確保策、目標等について定めた福祉計画となっており、改めて両計画のポイントを紹介いたします。



1 障害者長期計画のポイント

(1)計画の対象者の新設

改正障害者基本法（平成23年8月）における障害者の定義見直しを踏まえ、「計画の対象者」を明記

(2)基本目標の拡充

○基本目標

「障害のある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるという理念のとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

(3)基本的視点の見直し

- ①障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ②地域社会における共生等
- ③障害を理由とする差別の解消
- ④当事者本位の総合的な支援
- ⑤障害特性等に配慮した支援
- ⑥アクセシビリティの向上
- ⑦総合的かつ計画的な取組の推進

(4)分野別施策の新設等

①新設した分野

- 安全・安心（防災、防犯、消費者保護）
- 差別の解消及び権利擁護の推進
- 行政サービス等における配慮

②既存分野の拡充

- 「教育の充実、文化芸術活動・スポーツ等の振興」
- 「雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援」

(5)福岡県独自の取り組み

①雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

- ・障害者の収入向上のため、「まごころ製品（障害者がつくる製品やサービス）」を販売促進。

- ・民間企業によるまごころ製品の購入促進のため、まごころ製品を購入した企業を「障害者応援まごころ企業」として県が認定。

②安全・安心（防災、防犯、消費者保護）

- ・聴覚障害がある方や話し言葉によるコミュニケーションが困難な方のため、交番、駐在所、パトカーにコミュニケーション支援ボードを設置。

2 障害者福祉計画のポイント

(1)計画対象者の見直し

身体障害者・知的障害者・精神障害者に加え、「難病患者等」を計画対象の障害者の範囲とした。

(2)数値目標

国の基本指針の見直しを踏まえ、次について数値目標を設定

①福祉施設から地域生活への移行促進

- ア 施設入所者の地域生活への移行
- イ 施設入所者数の削減

②精神科病院から地域生活への移行促進

③福祉施設から一般就労への移行促進

- ア 福祉施設から一般就労への移行
- イ 就労移行支援事業所の就労移行率

④地域生活支援拠点等の整備（新規）

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を整備

(3)障害児支援体制の整備（新規）

障害児について、通所支援、入所支援、相談支援の各必要量を別途見込み、サービス確保のための方策を提示

就労継続支援B型事業利用 手続きが変更されました

平成27年3月末までの経過措置として、特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型事業を利用する場合、自立支援協議会等からの意見を徴することにより、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した場合には、就労移行支援事業所等によるアセスメントを経ずに就労継続支援B型事業を利用することが可能となっていました。

平成27年4月からは、就労継続支援B型事業の利用者について、就労面のアセスメントを就労移行支援事業所等が行うことが必須となりました。

ただし、平成27年3月以前からの就労継続支援B型事業利用者については、改めて就労移行支援事業所等によるアセスメントを受けなくとも、平成27年4月以降も引き続き利用することが可能です。

この度、厚生労働省では就労移行支援事業所等によるアセスメントの目的や活用方法、各支援機関

の連携による就労支援や連携体制の構築等について、アセスメントにおけるQ&Aを含め取りまとめた「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル―障害者の「働く」を考える体制づくり―」を作成し、各支援機関等に周知しています。

詳しくはお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

〔施策に関する問い合わせ先〕

福岡県障害者福祉課 自立支援係
TEL 092・643・3263
FAX 092・643・3304

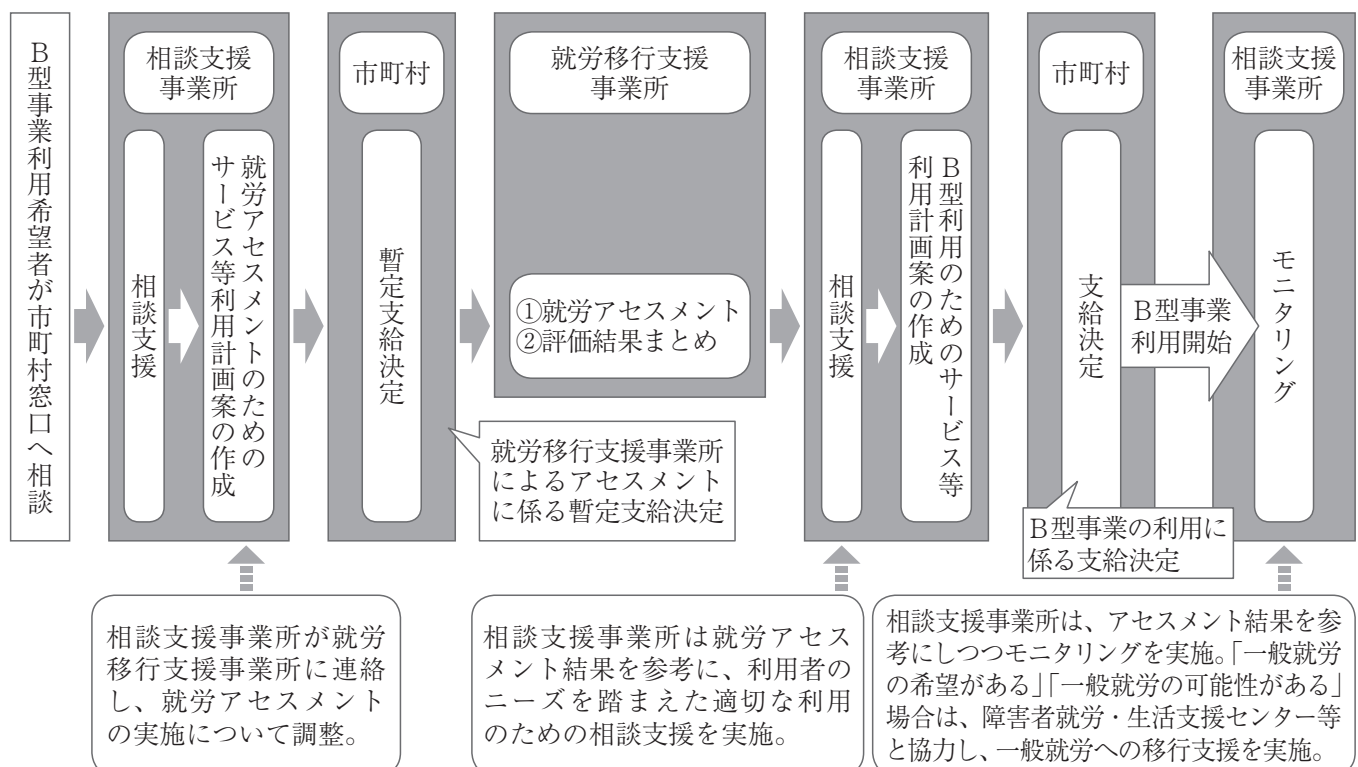
【参照ホームページ】

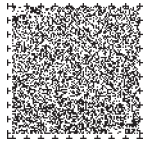
福岡県▼健康・福祉▼障害者福祉
▼【障害者支援施設及び日中活動系サービス】指定障害福祉サービス事業所等申請書類及び関係通知等▼2 指定関係通知について▼ウ 就労関係通知



B型事業利用希望者の利用相談から利用後までの流れ

○就労アセスメントが必要な者が就労継続支援B型事業の利用を希望する場合のサービス利用相談から利用後までのおおまかな流れは以下のとおりです。





レスパイトケア情報ハンドブックを作成しました

福岡県が市町村の協力を得て、在宅で重症心身障害児・者を対象とした調査を行った結果、短期入所を利用していただくと答えた方は約4割にとどまり、相談窓口やサービス内容の情報が不足していることから、在宅で重症心身障害児・者の介護を行っているご家庭の負担を和らげる支援策「レスパイトケア」の拡充に取り組んでいます。

現在では、居宅への訪問サービスや施設への通所サービスの充実のほか、平成26年12月からは、新たに8箇所の医療型短期入所事業所でのサービスを開始し、全13障害保健福祉県域において、短期入所（ショートステイ）サービスが利用できるようになりました。

また、重度心身障害児・者のご家族の方が、レスパイトケアサービスを有効に活用できるよう、

受け入れ側の福祉施設や医師の声などを基に、サービス内容や利用手続き、相談窓口等に関する基本的な情報を一冊にまとめた「レスパイトケア情報ハンドブック」が作成されましたので紹介します。

「レスパイトケア情報ハンドブック」では、レスパイトケアの活用方法やサービス利用手続きの流れ、「障害児の親となり何から始めたらいいか」、「介護や子育てで悩みを持つ家族の話を聞きたい」、「経済的支援制度について知りたい」など、親たちが抱える悩みや疑問をQ&A形式で紹介しているほか、自宅や通所、短期入所で活用できる福祉サービスや親の会の連絡先も掲載しています。

ハンドブックは、各市町村、各保健福祉（環境）事務所、児童相談所で受け取ることができ、ほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課ホームページから印刷することもできます。音声コードが付いていますので、視覚障害者にも活用いただけます。

福岡県では、重度心身障害児・者のご家族が短期入所や通所サービス等を利用することで在宅介護に伴う常時の介護や医療的ケアの



負担が軽減され、ご家族で共に暮らせる喜びを感じていただけるよう、今後もレスパイトケアの拡充を進め、住み慣れた地域で安心して生活いただける共助社会を目指していきます。

次頁では、医療型短期入所（ショートステイ）事業所一覧（平成27年4月1日現在）を紹介いたします。短期入所サービスの利用を希望されるご家族は、お住まいの市町村障害福祉担当課にご相談ください。

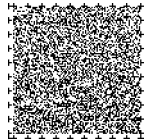
【問い合わせ先】

福岡県障害者福祉課 社会参加係
TEL 092・643・3264
FAX 092・643・3304

【主な内容】

- ・レスパイトケア、重症心身障害の定義
- ・ケース別、Q&Aによるレスパイトケアにつながる支援策の紹介
- ・レスパイトケアに活用できる制度の紹介
- ・障害福祉サービス等の利用の手続きに関する説明
- ・市町村、その他相談窓口等の紹介
- ・その他支援制度（医療費、手当、各種割引）について紹介

福岡県ホームページ：[レスパイトケア情報ハンドブック](#) で検索



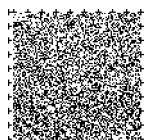
〈重症心身障害児・者が利用可能な短期入所事業所について〉

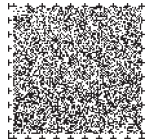
福岡県では、平成26年12月から新たに8カ所の医療型短期入所事業所がサービスを開始しました。現在は、下記13障害保健福祉圏域（28施設）において、短期入所（ショートステイ）サービスが利用できます。

医療型短期入所事業を実施している施設

（H27.4.1 現在）

圏 域		施 設 名	法 人 名	所 在 地	電 話 番 号
福岡・糸島	1	独立行政法人 国立病院機構 福岡病院	独立行政法人 国立病院機構 福岡病院	福岡市南区屋形原 4-39-1	092-565-5534
	2	小さなさんかく	医療法人 小さな診療所	福岡市博多区吉塚 1-27-7	092-409-3290
	3	地域生活ケアセンター 小さなたね	医療法人 にのさかクリニック	福岡市早良区梅林 6-23-3	092-872-1136
	4	医療法人 西福岡病院療養病棟	医療法人 西福岡病院	福岡市西区生の松原 3-18-8	092-881-1331
	5	医療法人 福岡桜十字友愛病院	医療法人 福岡桜十字	福岡市中央区渡辺通 3-5-11	092-271-3300
	6	医療法人 原土井病院	医療法人 原土井病院	福岡市東区青葉 6-40-8	092-691-3881
	7	療養介護事業所 虹の家	一般社団法人 あきの会	福岡県福岡市博多区千代 1-15-10	092-651-7325
粕屋	8	独立行政法人 国立病院機構 福岡東医療センター	独立行政法人 国立病院機構 福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	092-943-2331
	9	福岡県立粕屋新光園	福岡県	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 4-2-1	092-962-2231
	10	久山療育園 重症児者医療療育センター	社会福祉法人 バプテスト心身障害児(者)を守る会	糟屋郡久山町大字久原 1869	092-976-2281
	11	医療法人 汎江堂三野原病院	医療法人 汎江堂三野原病院	糟屋郡篠栗町金出 3553	092-947-0040
宗像	12	よつづか	一般社団法人 宗像医師会	宗像市田熊 5-5-6	0940-37-0681
	13	水光苑	医療法人社団 水光会	福津市日蔭野 5-7-2	0940-42-2221
筑紫	14	リハビリハイッ アシスト桜台	医療法人 牧和会	筑紫野市常松 456-2	092-923-8800
甘木・朝倉	15	城山荘	医療法人社団 うら梅の郷会	朝倉郡筑前町大久保 501	0946-22-1051
久留米	16	ゆうかり医療療育センター	社会福祉法人 ゆうかり学園	久留米市田主丸町中尾 1272-1	0943-73-0152
	17	医療福祉センター 聖ヨゼフ園	社会福祉法人 慈愛会	三井郡大刀洗町大字山隈 374-1	0942-77-1393
八女・筑後	18	クリーンパル・ゆう	医療法人 清友会	筑後市西牟田 6363-2	0942-52-1181
有明	19	独立行政法人 国立病院機構 大牟田病院	独立行政法人 国立病院機構 大牟田病院	大牟田市橘 1044-1	0944-58-1122
	20	柳川療育センター	社会福祉法人 高邦福祉会	柳川市上宮永町 284-2	0944-73-0039
飯塚	21	嘉麻赤十字病院	日本赤十字社 福岡県支部	嘉麻市上山田 1237	0948-52-0861
直方・鞍手	22	すこやか	医療法人社団 温故会	直方市嶺野 975	0949-26-7550
田川	23	方城療育園	社会福祉法人 方城福祉会	田川郡福智町弁城 4193-15	0947-22-5888
北九州	24	やまびこ学園	社会福祉法人 杏和会	北九州市小倉南区大字木下 608	093-451-6262
	25	北九州市立 総合療育センター足立園	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2	093-922-5596
	26	ひなた家	社会福祉法人 絆の会	北九州市八幡西区真名子 2-2-12	093-618-7566
京 築	27	博愛苑	医療法人 博愛会	京都郡苅田町大字提字唐松 2781	093-436-0743
	28	ほうらい山荘	社会福祉法人 周防学園	豊前市大字四郎丸 1690-3	0979-83-1155





まごころ駐車場の適正 利用をお願いします

福岡県では、支え合い、助け合
う地域づくりを進めるため、民間
施設や公共施設の障害者等用駐車
場を「ふくおか・まごころ駐車場」
と位置づけ、障害者や高齢者、妊
産婦など利用証を持った人が安心
して駐車スペースを使える制度を
実施しています。

「ふくおか・まごころ駐車場」
の対象となる障害者の方には、ご
自分で車を運転できる車いす利用
の方で障害者等用駐車場でなけれ
ば車いすが降ろせない方や、外見
からは障害が分かりづらい内部障
害の方で長い距離を歩けないため
入口近くの駐車場でなければ困る
方などいろいろあります。さま
ざまな障害を有する方へのご理解
をいただき、皆様お一人おひとり
の思いやり、まごころの下、適正
に運営される必要があります。

民間施設や公共施設などにおい
て、下記マークの付いた駐車場に
「ふくおか・まごころ駐車場利用
証」のない車が駐車すると、利用
証の交付を受けた人が駐車できま
せん。皆様のご理解とご協力をお
願いします。

また、利用証は、対象者により
色が違います。特に赤色の利用証
をお持ちの方は、より幅の広い駐
車場が必要となりますのでご配慮
をお願いします。

○赤色（車いす常時利用の身体障
害者で自ら運転する人）

○緑色（身体・知的・精神障害者、
高齢者、難病者）

○オレンジ色（妊産婦・けが人）

この駐車場は ふくおか・まごころ 駐車場です



本当に必要な方のため
利用証を持たない方の
駐車はご遠慮ください

※ 福岡県

駐車場はこのステッカー（緑）
が目印です

【利用証交付対象者】

- 身体障害者手帳（視覚障害4級以上、聴覚障害3級以上、平衡機能障害5級以上、
上肢機能障害2級以上、下肢・移動機能障害6級以上、体幹機能障害5級以上、
内部の機能障害4級以上）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- 特定医療費（指定難病）受給者（小児慢性特定疾病医療受給者を含む。）
- 介護保険要介護1以上の人
- 妊娠7か月から産後3か月までの人
- けがで車いす・杖などを使用している人

【利用証申請窓口】

福岡県：福祉労働部障害者福祉課、保健福祉（環境）事務所
北九州市及び福岡市：各区役所
大川市、福津市、うきは市、那珂川町、大木町、みやこ町

【問い合わせ先】

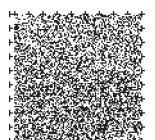
福岡県福祉労働部障害者福祉課 社会参加係
〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-643-3264 FAX 092-643-3304

※申請書ダウンロード先（福岡県ホームページ）：[まごころ駐車場](#) で検索



（利用証には赤・緑・オレンジ
の3種類があります。）



「障害者総合支援法」の対象 疾病が332に拡大されました

平成27年7月1日に「障害福祉サービス等（※1）」の対象となる疾病が、151から332へ拡大されました。対象となる方は、障害者手帳（※2）をお持ちでなくても必要と認められた支援が受けられます。

※1 障害者・障害児は、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

●対象となる方

対象疾病に該当する方（HP参照）
※対象外となった疾病についても、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

●サービス利用手続き

・対象疾病に罹患していることがわかる証明（診断書など）
・明証（診断書など）

を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。

・障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。

（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません。）
詳しい手続き方法は、お住まいの市区町村担当窓口にお問い合わせください。

【参照ホームページ】

厚生労働省ホームページ
▼分野別の政策一覧▼福祉・介護
▼障害福祉▼障害者総合支援法の対象疾病（難病等）
（問い合わせ先）

福岡県障害者福祉課 自立支援係
TEL 092・643・3263

平成27年7月1日から

「障害者総合支援法」の対象となる疾病を332に拡大します

平成27年7月1日から「障害福祉サービス等^{※1}」の対象となる疾病が、151から332へ拡大されます。

対象となる方は、障害者手帳^{※2}をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※1 障害者・障害児は、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象となる方

対象疾病に該当する方（次ページ参照）

手続き

- ◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。
- ◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。
（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません）
- ◆詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

厚生労働省

お知らせ



福岡県福祉盲人大会

▼日時

平成27年9月27日（日）

▼場所

えくるピア久留米
（久留米市諏訪野町1830-6）
10時～15時30分
（受付は9時30分～）です。

▼対象者

県内に在住する視覚障がい者等

▼参加費

一人 一、〇〇〇円
（弁当・資料代として）
※付添いも同額です。

▼内容

式典、記念講演、体験発表、
アトラクションなど
▼申込・問い合わせ先
福岡県盲人協会

TEL 092・923・6336
FAX 092・923・6339

障害者雇用促進面談会

▼参加費 無料（履歴書持参）

▼申込・問い合わせ先

事前に最寄のハローワークへお問い合わせください。

開催日時

受付12:30～15:00
面談13:10～16:00

受付13:00～14:30
面談13:30～16:00

受付12:30～15:00
面談13:00～16:00

受付12:30～14:00
面談13:00～16:00

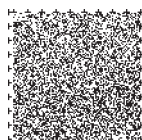
会場

【南部会場】久留米リサーチセンタービル
9/25(金) 久留米市百年公園1-1

【筑豊会場】のがみプレジデントホテル
10/14(水) 飯塚市新立岩12-37

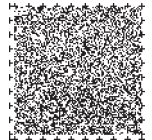
【北九州会場】西日本総合展示場新館AIMビル3階
10/22(木) 北九州市小倉北区浅野3-8-1

【福岡会場】福岡国際会議場
10/28(水) 福岡市博多区石城町2-1



ほんだな

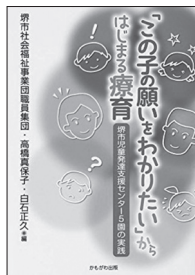
福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- 問い合わせ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

「この子の願いをわかりたい」 からはじまる療育

堺市社会福祉事業団職員集団 著
出版：かもがわ出版



堺市児童発達支援センター5園の「この子の願いをわかりたい」からはじまる療育実践を紹介。さまざまな障害をもつ子どもたちや保護者とともに、遊びや生活を創造する営みを明らかにする。

「災害時要援護者支援対策 ～こころのバリアフリーをひろげよう～」

有賀 恵理 著
出版：文眞堂



電動車いすを使用する身体障がい者であり、東日本大震災の被災県である茨城県在住の著者が、社会のなかのバリアとバリアフリーや災害時要援護者の実態を綴り、今後の災害に向けた提言を行う。

「ぼくはアスペルガー症候群」

権田 真吾 著
出版：彩図社



空気が読めない、冗談が通じない、人の話が聞けない、同じミスを繰り返す、他人との距離感がわからない…。アスペルガー症候群の著者が、少年時代や会社勤め、家族のことなど、自身の体験を綴る。

「てんかんの生活指導ノート～ 生活の質を高めるためにすべきこと、 してはいけないこと」

中山 和彦 著
出版：金剛出版



就学・就職・運転免許・結婚・出産といった生活の知恵に関することから、服薬・断薬・発作などの治療についての事柄まで、てんかんという病気への正しい理解と当事者、家族がよりよく生きるための生活指針を易しく解説する。

